

# 『本人通知制度』を

ご存じですか？



『本人通知制度』とは、

『個人情報を守るための制度』です。



住民票の写しや戸籍などを本人等からの委任状を持参した代理人や、第三者に交付した場合に、その交付した事実を通知するものです。

この制度により、不正請求を抑止し、個人利益の不当な侵害を防止することを目的としています。



『本人通知制度』には、①『事前登録型』と、  
②『被害告知型』があります。

①『事前登録型』とは、「本人通知」を希望する方は、住所や本籍のある市町村（本人通知制度を実施している市町村）に登録をします。



各市町村では、住民基本台帳法や戸籍法の規定に基づいて、代理人や第三者からの請求等により、住民票の写し等を交付しますが、登録した人の住民票の写し等を交付した場合に、その人に交付したことをお知らせします。

②『被害告知型』とは、第三者に交付した住民票の写し等が、不正に請求されたことが判明した場合は、事前登録なしで、本人に交付した事実を通知する（不正判明時の告知）ものです。



※『本人通知制度』は、法令等に基づくものではなく、各市町村が独自に要綱等を定めて実施するものです。